

医薬品等の適応外使用に関するお知らせ

医薬品は、法律に基づいて厚生労働省で承認された方法で使用することが求められています。しかし治療の必要上、承認された方法以外で使用(適応外使用)することもあります。

医薬品使用の必要性・有効性・安全性等を検討する場として院内の会議(臨床倫理委員会等)を設けており審議が行われています。

患者さんの治療に有益であると判断される場合は文書等で医師からの説明や同意を得ることを基本としますが十分な科学的根拠があり、複数の患者さんに有益である場合などは説明・同意を簡略化する場合があります。

適応外使用に関して治療を拒否されたい場合や各治療内容について詳しくお知りになりたい場合は当院の各治療の主治医へ申し出下さい。

院 長